

審議事項：砥部のりあいタクシーの運行方法の変更について

令和7年12月22日に開催した令和7年度第2回砥部町地域公共交通会議において、「砥部町役場」についてのみ、区域を越えて運行することができる例外の乗降場所として運行方法を変更することについて同意を得たことから、令和8年1月15日に開催された砥部町議会全員協議会において内容の説明を行った。その結果、砥部町議会議員からの承認を得ることができたことから、下記のとおり手続きを進め、令和8年10月1日から区域外運行を開始することについて、最終判断のための決議を行うものである。

記

- 1 「砥部町役場」を区域を越えて運行できる乗降場所とする。**
ただし、他の例外は現行制度において一切認めないものとする。
- 2 区域外利用料金を設定する。**
乗車1回につき1人当たり800円とする。
- 3 施行までのスケジュール**
令和8年2月～3月 四国運輸局事業変更承認手続き
令和8年4月～9月 周知
令和8年10月1日 施行